

街の不動産トラブルを解決する

28 調停人候補者紹介

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の調停人候補者の方々の声を紹介します。



駒橋夏樹氏

不動産賃貸借における原状回復に伴う敷金・保証金に係るトラブルの解決を図る専門家である「敷金診断士」。よくある相談ケースとしては、「退去する際に原状回復にかかる費用をどのくらい請求されるのか不安だ」というものがあります。

具体的には、室内クリーニングの費用などが心配だ、なにかかる費用をどのくらい請求されるのか不安だ、というものがあ

資格・総合

【調停人候補者】

駒橋夏樹氏

東京・千葉敷金診断士事務所 代表(千葉県市川市)

の道標を示すことが難しい案件もあり、その度に、正直もどかしい気分でした。そのようなき、調停人の資格制度を知りました。調停人の資格を持って、もっと踏み込んだ活動ができると感じ、「よし、やってみよう」と思ったのが調停人になろうと決めたきっかけでした。

訴訟は疲弊する

人と人の利害関係の対立は、時にはこじれてしまい、その結果、紛争に発展してしまつこともあります。通常皆

未然に防ぐことも重要です。このようになき、ADRは大いなる助けになつてくれま

調停人は、民事紛争の解決手続きとして、その紛争の和解の仲介をすることができま

仲裁



さんが、このような紛争が生じた場合、その紛争解決方法として思い浮かべるのが訴訟であると思います。しかしながら、訴訟は時間もお金もかかり、精神的にも疲弊してしまつというリスクがあります。訴訟になる前に、紛争への発展を

保有資格等「敷金診断士、行政書士(特定行政書士)リージャイズ行政書士事務所 所代表も務める。